

9 埼玉県自然環境保全地域における行為の許可・届出制度

●担当課
みどり自然課
自然ふれあい担当
(電話048-830-3156)

目的

自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

制度概要

1 特別地区

県自然環境保全地域の特別地区内においては、知事の許可を受けなければ、次の行為をしてはならない。

- ① 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ② 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- ③ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ④ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ⑥ 木竹を伐採すること。 など

2 普通地区

県自然環境保全地域の普通地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に届け出なければならない。

- ① 一定規模を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ② 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- ③ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ④ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ⑤ 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

●事業主体

規制対象行為者

●根拠法令等

埼玉県自然環境保全条例第17条、第19条

●創設年度

昭和49年度

●制度の留意点

許可・届出の書類の受付は各市町（秩父市、熊谷市、蓮田市、加須市、小鹿野町、ときがわ町、三芳町、嵐山町）が行う。

■県自然環境保全地域における行為の許可・届出手続きフロー

※県立自然公園における行為の許可・届出手続きと同じ。

■県自然環境保全地域の概要（8市町 16地区 518.24 ha）

保全地域名	所在地	指 定 年月日	保全地域 全体 (ha)	特別地区 (ha)	普通地区 (ha)
小鹿野町滝前(たきまえ)	両神小森字挽板の全域 字滝前の全域 字柴小屋の一部	S50.3.28	293.00		293.00
三芳町多福寺(たふくじ)	大字上富字木の宮の一部	S51.3.30	20.10		20.10
加須市志多見東(しだみひがし)	大字志多見字深町の一部	S51.3.30	4.46		4.46
加須市志多見中央(しだみちゅうおう)	大字志多見字中川面の一部	S51.3.30	2.43		2.43
加須市志多見西(しだみにし)	大字志多見字中川面の一部	S51.3.30	2.00		2.00
小鹿野町般若(はんにゃ)	般若字諏訪久保の一部 字麻平の一部 字柿久保の一部 字聖天の一部	S52.3.29	16.80	8.20	8.60
小鹿野町ようばけ	長留字サスの一部	S52.3.29	12.30	10.30	2.00
秩父市白砂(しらすな)	吉田久長字小鹿原の一部 字大久保の一部 字葉朽岩の一部	S52.3.29	6.00	6.00	
小鹿野町尾の内(おのうち)	河原沢字皆和田の一部	S53.3.22	115.00	115.00	
ときがわ町道元平(どうげんびら)	大字田黒字滝の入の一部	S53.3.22	2.00	2.00	
熊谷市大沼(おおぬま)	小江川字大犬塚の一部 須賀広字大犬塚の一部 字西原の一部 柴字下原の一部 字塚越の一部	S53.3.22	10.00		10.00
嵐山町杉山(すぎやま)	大字杉山字中窪の一部 字上城の一部 字鷹城の一部 字城山の一部	S53.5.29	14.00		14.00
蓮田市上沼(うわぬま)	大字黒浜字上沼の一部	S54.3.20	2.63		2.63
蓮田市下沼(したぬま)	大字黒浜字十九町の一部	S54.3.20	2.50		2.50
秩父市田中山(たなかやま)	下吉田字田中山の一部	S54.3.20	10.71	5.06	5.65
秩父市女形(おながた)	上吉田字向堂の一部	S54.3.20	4.31	4.31	
合 計	16地域		518.24	150.87	367.37